

○木曾岬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成25年7月1日

告示第71号

改正 平成27年3月13日告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。以下同じ。)が1キロワット以上10キロワット未満の未使用のものをいい、以下「システム」と略称する。
- (2) 電力受給契約 中部電力株式会社と締結するシステムの電力受給及び低圧系統連系に関する契約をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象とする者は、木曾岬町において自ら居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。以下この条において同じ。)にシステムを導入する者及び自ら居住するためシステム一体型住宅を新築する者で、当該住宅に居住することができる者とする。ただし、電力受給契約を個人が締結している者に限る。

(補助額)

第4条 この要綱により交付する補助金の額は、太陽電池の最大出力(小数点以下2桁未満については、これを四捨五入する。)に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額(1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。(ただし、補助

金の上限は10万円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、システム設置工事着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 太陽電池の最大出力値が明記された書類

2 町長は、補助金の交付の申請の受付を先着順に行うものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付(変更)決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の決定をした者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容の変更(廃止又は中止を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置費補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更すること

ができる。

3 前条の規定は、前項の変更決定をした場合について準用する。

(工事着手届)

第9条 補助事業者は、町長から第7条の規定による通知を受けたときは、当該通知書に記載された補助金交付申請書受理年月日から60日以内に工事着手届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に工事着手届の提出がなかったときは、当該交付申請で得た権利は、自動的に失効するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了した日から30日以内に補助事業の成果を記載した住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 電力受給契約書の写し

(3) 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し(発行後3箇月以内のものに限る。)

(4) システムの設置状態を示す写真(太陽光パネル、パワーコンディショナー及び売電用の電力量計の設置状態が分かる写真とする。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する期間内に補助事業実績報告書の提出がなかったときは、当該交付申請で得た権利は、自動的に失効するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定により補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 第7条に規定する通知書による補助金の交付決定額と前項に規定する補助金の確定額が相違する場合(第14条第2項の規定に該当する場合を除く。)については、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に補助事業者からの住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第7号)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第11条第1項の規定により補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還通知書(様式第8号)によりその返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、第11条第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書によりその返還を命ずるものとする。

(補助事業の遂行)

第15条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(状況報告等)

第16条 町長は、必要に応じて、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は職員に補助事業の実地検査をさせることができる。

(協力)

第17条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成25年4月1日以降に着手したシステム設置工事について適用する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日からこの要綱の施行の日前までに着手したシステム設置工事についての第5条第1項の規定の適用については、同項中「システム設置工事着手前に」とあるのは、「速やかに」とする。

附 則(平成27年告示第15号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年9月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

木曾岬町長

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

住宅用太陽光発電システム設置事業を実施するため、補助金の交付を受けた
く関係書類を添えて申請します。

- 1 システムの設置場所
- 2 住宅所有者氏名
- 3 太陽電池の最大出力値(予定) Kw
(小数点以下第2位未満は四捨五入)
- 4 申請金額 金 _____ 円
- 5 工事の着手予定及び完了予定年月日
着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 6 補助金交付対象事業 (1) 既存住宅にシステムを設置する。
(いずれかに○印) (2) システム一体型住宅を新築する。
【居住予定 年 月】
- 7 添付書類
(1) 経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
(2) 設置場所の案内図
(3) 工事着手前の現況写真
(4) 太陽電池の最大出力値が明記された書類

備考 工事の着手予定日は、申請書の受理年月日から60日以内であること。

様式第2号（第7条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付（変更）決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

木曾岬町長



平成 年 月 日付で申請のありました補助金の交付（変更）について、木曾岬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定します。

記

1 補助金交付（変更前）（金 円）
（変更）決定額（変更後） 金 円

2 補助金交付申請書受理年月日 平成 年 月 日

条件

(1) 一般条件

- ア 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用しないこと。
- イ 補助事業の遂行に当たっては、木曾岬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱を遵守すること。

(2) 事業内容に対する条件

- ア この補助金の交付の対象となるシステムの内容は、補助金交付申請書及びその添付書類に記載されたとおりとする。
- イ この交付（変更）決定通知を受けた後、木曾岬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、工事着手届（様式第4号）を補助金交付申請書が受理された日から60日以内に提出すること。
- ウ システムの設置を完了したときは、完了した日から30日以内に、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績報告書（様式第5号）を提出すること。
- エ 工事着手届及び補助事業実績報告書を定められた期限内に町長に提出しなかったときは、交付申請で得た権利は、自動的に失効するものとする。

様式第3号（第8条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

木曾岬町長

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けました補助事業について、下記のとおり計画変更（廃止又は中止）したいので、木曾岬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 計画変更の内容

区 分	当 初 計 画	変 更 計 画

2 計画変更の理由

3 その他参考事項

様式第4号(第9条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日

木曾岬町長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

㊞

住宅用太陽光発電システム設置事業について工事を着手しましたので、木曾岬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり工事着手届を提出します。

記

1 システムの設置場所

2 住宅所有者氏名

3 太陽電池の最大出力値 kw
(小数点以下第2位未満は四捨五入)

4 工事の着手年月日 年 月 日

様式第5号（第10条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績報告書

年 月 日

木曾岬町長

申請者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業の実施状況
別紙(1)～(3)のとおり
- 3 事業の着手及び完了年月日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 4 事業の効果
- 5 添付書類
 - (1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - (2) 電力受給契約書の写し
 - (3) 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し(発行後3箇月以内のものとし、コピー不可とする。)
 - (4) システムの設置状態を示す写真(太陽光パネル、パワーコンディショナー及び売電用の電力量計の設置状態が分かる写真とする。)
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(別紙)設置した対象システムの概要と設置工事費 【補助事業実績報告時の添付書類】

(1) 対象システムの概要

	項 目	内 容	
太陽電池	イ 太陽電池モジュール型式名		
	ロ 太陽電池モジュールの製造番号	(別添に記入してください。)	
	ハ 製造者名		
	ニ 太陽電池モジュールの最大出力と使用枚数	_____W× _____枚 _____W× _____枚	
	ホ 太陽電池モジュールの最大出力の合計値	_____ kw (小数点以下第2位未満四捨五入)	
インバータ・保護装置	イ インバータ・保護装置の型式名		
	ロ インバータ・保護装置の製造番号		
	ハ 製造者名		
	ニ 定格出力	_____ kw (小数点以下第2位未満四捨五入)	
	ホ 低圧系統と逆潮流有りで連系するという要件への適合性	系統連系について承認を受ける電力会社	中部電力(株)
	ヘ 電力会社との電力契約内容(いずれかの番号○で囲むか、数値を記入してください。)	電気方式	1 単相3線式 100—200V 2 単相2線式 100V
	契約種別	1 従量電灯契約 2 時間帯別電灯契約	
	契約容量	_____ A	
設置方法	イ 太陽電池の設置場所(いずれかの番号を○で囲んでください。)	1 新築住宅の屋根上 2 既築住宅の屋根上 3 地表上 4 ベランダ 5 その他(_____)	
	ロ 太陽電池の固定方法(いずれかの番号を○で囲んでください。)	1 建材一体型 2 架台設置型	

(2) 設置工事費

総工事費				補助対象工事費				備考
項目	金額 円			項目	金額 円			
				太陽電池				
				架台				
				接続箱				
				直流側開閉器				
				インバータ・保護装置				
				発生電力量計				
				余剰電力販売 用電力量計				
				配線・配線器具の 購入・据付				
				工事に関する費用				
				小計				
				消費税及び地方消費税				
合計				合計				

※ 「総工事費」と「補助対象工事費」が同一の場合は、「総工事費」欄への記入は必要ありません。

様式第6号（第11条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の額の確定通知書

第 号

年 月 日

様

木曾岬町長



年 月 日付けで報告のありました補助金について、木曾岬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり額を確定します。

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定額 | 金 | 円 |

備考 この補助金の交付の対象となるシステムの内容は、補助金交付申請書及びその添付書類に記載されたとおりとする。

様式第7号（第12条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日

木曾岬町長

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付の決定・額の確定）の通知がありました件について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 補助金請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	預金の種別	口座番号	フリガナ
			口座名義人

様式第8号（第14条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還通知書

第 号

年 月 日

様

木曾岬町長



年 月 日付けで交付した補助金について、下記のとおり返還してください。

記

- | | | | |
|---|----------|----------|----------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 既交付済額 | 金 | 円 |
| 4 | 返還額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 5 | 返還期限 | 年 月 日 | |

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第14条関係)